

岩手県告示第 483 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 5 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 宮古岩泉線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市山口第 14 地割 46 番 1 地先から 81 番 1 地先まで	新	m 10.8~5.0	m 98.0
	旧	9.1~4.0	98.0
宮古市山口第 14 地割 81 番 1 地先内	新	9.4~9.2	7.0
	旧	5.6~5.4	7.0
宮古市山口第 14 地割 89 番 2 地先から 89 番 1 地先まで	新	10.0~5.4	73.8
	旧	7.0~4.7	73.8
宮古市山口第 14 地割 95 番 1 地先から 94 番 1 地先まで	新	12.6~6.2	99.2
	旧	10.2~5.2	99.2
宮古市山口第 14 地割 77 番 1 地先内	新	9.2~7.4	20.6
	旧	8.3~5.5	20.6

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 5 月 26 日から同年 6 月 26 日まで

2 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 106 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市茂市第 6 地割 2 番 1 地先内	新	m 61.8~32.9	m 24.5
	旧	35.2~30.7	24.5
下閉伊郡川井村大字田代第 4 地割字黒沢 34 番 1 地先から字松草 111 番 1 地先まで	新	44.4~26.6	85.4

	旧	42.0~26.6	85.4
--	---	-----------	------

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成21年5月26日から同年6月26日まで